「＜大垣共立＞電子交付サービス利用規定」新旧対照表

改定前	改定後
（規定の趣旨） 第１条　本規定は、株式会社大垣共立銀行（以下「当社」）が、＜大垣共立＞スーパーＯＫダイレクト利用規定第１０条「投資信託サービス」を利用されるお客さまに対し、（中略）定めたものです。	**（規定の趣旨）** 第１条　本規定は、株式会社大垣共立銀行（以下「当社」）が、ＯＫＢアプリまたは＜大垣共立＞スーパーＯＫダイレクト（以下「ＯＫＢアプリ等」）を利用されるお客さまに対し、（中略）定めたものです。
（電子交付書面） 第２条　お客さまが、本規定により電子交付サービスを （中略） ①　取引報告書 ②　再投資報告書 ③　取引残高報告書 ④　運用報告書 ⑤　特定口座年間取引報告書 ⑥　第４条第３項により電子交付サービスの対象となった書面 （中略） また、③および⑤には記載事項として公共債取引も含まれます。	**（電子交付書面）** 第２条　お客さまが、本規定により電子交付サービスを （中略） ①　取引報告書 ②　再投資報告書 ③　取引残高報告書 ④　特定累積投資勘定基準額等通知書 ⑤　運用報告書 ⑥　特定口座年間取引報告書 ⑦　第４条第３項により電子交付サービスの対象となった書面 （中略） また、③および⑥には記載事項として公共債取引も含まれます。
（電磁的方法による交付方法） 第３条　本規定により、当社が行う電子交付サービスとは、電子交付書面を＜大垣共立＞スーパーＯＫダイレクト（インターネットバンキング）ホームページ（以下「ＯＫＤホームページ」）において、お客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第５６条第１項第１号ハの方法）により、提供するサービスです。	**（電磁的方法による交付方法）** 第３条　本規定により当社が行う電子交付サービスとは、電子交付書面を、ＯＫＢアプリ等でお客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第５６条第１項第１号ハの方法）により、提供するサービスです。
（電子交付サービスの申込） 第４条　お客さまは、本規定を承諾のうえ、当社所定の書面の提出またはＯＫＤホームページより電子交付サービスを申し込むものとします。 ２　第２条に定めた電子交付書面は、⑤を除き、書面ごとに電子交付か郵送による交付かを選択することはできません。 ３　当社は、対象となる電子交付書面を任意に追加または削除できるものとし、その場合は、事前にＯＫＤホームページなどで公表するものとします。	**（電子交付サービスの申込）** 第４条　お客さまは、本規定を承諾のうえ、当社所定の書面の提出またはＯＫＢアプリ等で電子交付サービスを申し込むものとします。なお、ＯＫＢアプリで電子交付サービスを利用するためには、「ＯＫＢセキュリティパス」を登録のうえ、「証券口座と同一店番・同一お客さま番号の普通預金口座」または「証券口座の指定預金口座」を利用口座としてOKBアプリに登録する必要があります。 ２　第２条に定めた電子交付書面は、⑥を除き、書面ごとに電子交付か郵送による交付かを選択することはできません。

	3　当社は、対象となる電子交付書面を任意に追加または削除できるものとし、その場合は、事前にＯＫＢアプリ等で公表するものとします。
（電子交付サービスの留意点） 第５条　当社は、電子交付サービスの提供にあたり、次のとおり取り扱うものとします。 （１）当社は、お客さまが端末を使用して電子交付書面を紙媒体で出力できるように、ＯＫＤホームページ上で閲覧に供します。また、お客さまの端末上に電子交付書面を保存することも可能です。 （２）電子交付書面はAcrobat Readerにより閲覧できるＰＤＦファイルとします。当社は、お客さまが電子交付書面を閲覧するために必要な情報（リンクなど）をＯＫＤホームページ上に記録するものとします。 （３）お客さまは、電子交付サービスを利用するために必要なＯＳなどをお客さまの端末にご用意いただく必要があります。なお、必要なＯＳなどに変更が生じる場合は、ＯＫＤホームページ上であらかじめ通知します。 （中略） （５）当社は以下による場合を除き、電子交付書面について、お客さまの閲覧に供した日以後５年間、ＯＫＤホームページ上で閲覧に供するものとします。 （以下略）	**（電子交付サービスの留意点）** 第５条　当社は、電子交付サービスの提供にあたり、次のとおり取り扱うものとします。 （１）当社はお客さまの端末上に電子交付書面を保存することができるようにＯＫＢアプリ等で閲覧に供します。また、お客さまが端末を使用して電子交付書面を紙媒体で出力することも可能です。 （２）電子交付書面はＰＤＦファイルとします。当社は、お客さまが電子交付書面を閲覧するために必要な情報（リンクなど）をＯＫＢアプリ等に記録するものとします。 （３）お客さまは、電子交付サービスを利用するために必要なＯＳなどをお客さまの端末にご用意いただく必要があります。なお、必要なＯＳなどに変更が生じる場合は、ＯＫＢアプリ等であらかじめ通知します。 （中略） （５）当社は以下による場合を除き、電子交付書面について、お客さまの閲覧に供した日以後５年間、ＯＫＢアプリ等で閲覧に供するものとします。 （以下略）
（解約） 第６条　当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、電子交付サービスを解約するものとします。 （中略） （２）お客さまが＜大垣共立＞スーパーＯＫダイレクトを解約された場合 （３）＜大垣共立＞スーパーＯＫダイレクト利用規定第２０条の規定にもとづき、当社が＜大垣共立＞スーパーＯＫダイレクトのサービスを解約もしくは停止した場合 （以下略）	**（解約）** 第６条　当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、電子交付サービスを解約するものとします。 （中略） （２）お客さまが、第４条第１項に記載したＯＫＢアプリで電子交付サービスを利用するために必要な条件を満たさなくなり、かつ、＜大垣共立＞スーパーＯＫダイレクトを解約された場合 （３）当社がＯＫＢアプリ等のサービスを解約もしくは停止した場合 （以下略）
（他の規定・約款との関係） 第８条　本規定に定めのない事項については、証券総合取引約款および＜大垣共立＞スーパーＯＫダイレクト利用規定などお客さまに適用される他の規定・約款により取り扱います。	**（他の規定・約款との関係）** 第８条　本規定に定めのない事項については、証券総合取引約款・ＯＫＢアプリ利用規定・＜大垣共立＞スーパーＯＫダイレクト利用規定など、お客さまに適用される他の規定・約款により取り扱います。

以　上